

博多湾環境保全計画（第三次）原案に係る 市民意見募集の結果について

I パブリック・コメント手続の実施概要

（1）実施の目的

博多湾環境保全計画（第三次）の策定にあたり、市民との情報の共有を図り、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続によって計画原案を公表し、意見募集を実施しました。

（2）意見募集期間

令和7年6月26日（木）から7月25日（金）まで

（3）実施方法

① 計画原案の公表方法

計画原案を情報公開室、情報プラザ、環境局環境調整課、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所において配布するとともに、市ホームページにも掲載しました。

② 意見提出の方法

意見については、郵送、FAX、電子メール、窓口への持参のほか、オンラインによる受付を行いました。

（4）意見の提出状況

① 意見提出者数 3名

② 意見の件数 14件

【内訳】

分類	件数
計画総論	2件
第1章 計画策定にあたって	0件
第2章 博多湾環境保全計画（第二次）の現状と課題	2件
第3章 博多湾環境保全計画（第三次）がめざすもの	4件
第4章 計画の推進体制	2件
第5章 各主体の役割	3件
その他	1件
合計	14件

2 市民意見要旨と意見への対応（全意見要旨と対応）

「市民意見要旨」と「意見への対応と考え方」についてまとめます。

■修正	□原案どおり	□記載あり	□その他	計
2 件	7 件	3 件	2 件	14 件

凡 例

【意見への対応と考え方】

- 修正 :意見趣旨に基づいて原案を修正するもの
- 原案どおり :意見趣旨に基づく原案の修正がないもの
- 記載あり :意見趣旨が原案に記載されているもの
- その他 :計画に関係のない個別の取組み等への要望・提案や質問など

（1）計画総論

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
1	現況データ（4頁～39頁）と各施策に関連性もあるのだろうが、いち市民の私には伝ってこなかった。例えば、16、17頁に下水道からの流入負荷量が掲載されているが、今後も処理が必要なのか、栄養塩不足を考慮し、下水処理の在り方を検討するのか、方向性がわからない。課題だと言い続けているようにしか読めず、何のための計画？と疑問である。	□原案どおり 69 頁、91 頁に記載のとおり、博多湾の栄養塩類のあり方の検討を行っていくこととしており、その結果、必要に応じて、環境基準類型指定や環境基準の評価のあり方、下水処理のあり方などについても検討を行う予定です。
2	複数のコラムがあるが、単なる読み物であれば記載のみで役割を果たしているが、今後の計画と施策との関連が分かり難い。	□その他 博多湾の環境保全への理解を深めていただくため、博多湾の情報や計画に記載している用語等について、コラムを設けております。

（2）第1章 計画策定にあたって

意見なし。

(3) 第2章 博多湾環境保全計画(第二次)の現状と課題

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
3	8頁の図8の全天日射量の推移について、凡例が間違っている。	■修正 ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 凡例の「気温」を「全天日射量」に修正。
4	42頁～52頁の博多湾環境保全計画(第二次)の評価・課題について、重点的な課題や課題解決のための対策が何かを市民に分かりやすく明示していただきたい。何が課題で、その課題を解決するために行政、民間、大学、市民で同じ方向を向いて取り組みたいのに伝わってこない。計画を共有することで、同じ方向性を向けると思うが、この計画ではどこを向いて進んでいくのか読み取れないのではないかと。重点課題や重点施策、重点的な検討事項を1ページ作成していただきたい。	□原案どおり 課題については、42頁～52頁に記載しております。また、第二次計画の評価と課題を受けて、課題解決のための第三次計画の主な施策や指標・目標、実施主体・関係者を62～63頁にまとめております。主な施策の内容については65～86頁、各主体の役割については93～103頁に記載しております。 なお、市民のみなさまに分かりやすい概要版を作成する予定です。

(4) 第3章 博多湾環境保全計画(第三次)がめざすもの

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
5	55頁の図58の計画推進のイメージについて、何が階段状に上がっているのか。横軸はなんだろうと考えてしまった。第二次計画までの将来像は「生きものが生まれ育つ博多湾」であるが、今回どう変更して、どうステップアップしていくのか。	□記載あり 図58は博多湾の将来像の実現に向けて、計画を推進していくイメージを記載しております。 博多湾の将来像については、56頁に記載のとおり、第二次計画(生きものが生まれ育つ博多湾)から新たな将来像「生きものの育みと恵みを未来につなぐ豊かな博多湾」に変更しております。 市民・事業者などの多様な主体が博多湾の環境保全に向けた役割を理解し行動することで、博多湾の有する「ささええる」「はぐくむ」「ふれあう」「つなぐ」の多面的機能が最大限に発揮された豊かな博多湾を次の世代につなげていけるようステップアップしていきます。 なお、62頁には基本的方向ごとの計画目標像を記載しております。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
6	栄養塩類のバランスについて、第二次計画策定時から言われていたが、当時は全国的に具体的な取組みがなかったものの、令和に入ってから瀬戸内海では窒素、リンの下限値目標が示されるなどの動きがあったが、博多湾ではどういった方向性か。リン不足が課題にとどまっていたは何も進まないのではないか。西部水処理センターで季節別運転を実施しているが、その効果・検証から第三次計画につながる施策がないように思う。今後の方向性を教えていただきたい。	□原案どおり 69 頁、91 頁に記載のとおり、博多湾の栄養塩類のあり方の検討を行っていくこととしており、その結果、必要に応じて、環境基準類型指定や環境基準の評価のあり方、下水処理のあり方などについても検討を行う予定です。 また、75 頁に記載のとおり、海藻養殖漁場の栄養塩類対策の検討として、西部水処理センターにおける季節別管理運転の試行を継続していくこととしております。
7	71 頁において、生物多様性の視点も強調するのであれば、未利用魚の記述等も必要ではないか。	□原案どおり 基本的方向2「はぐくむ」では、魚類全般を含む「多様な生きものが生まれ育つ場が保全・再生・回復している」を計画目標像としております。いただいたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。
8	博多湾東部（和白・多々良）は国指定鳥獣保護区になっているが、ここを国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定して、ラムサール条約登録湿地にするよう計画して、将来に渡って開発の心配がないように保全していただきたい。また東アジアのフライウェイに登録して、保全を目指していただきたい。	□原案どおり 博多湾東部（和白・多々良）を含む干潟の保全は大変重要と考えており、76 頁に記載のとおり、引き続き、多様な主体との連携・共働のもとで干潟保全活動を推進してまいります。

(5) 第4章 計画の推進体制

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
9	脱炭素と博多湾について、全国や福岡県、市で連携してブルーカーボンに取り組む必要があるのではないか。考え方を記述していただきたい。	□記載あり 75 頁に記載の藻場の保全・再生活動や、86 頁に記載のアマモ場づくり活動について、引き続き多様な主体と連携・共働して取り組んでまいります。 また、90頁に記載のとおり、ブルーカーボンを活用した吸収源対策に係る調査・研究については、国や県、大学等研究機関などと連携して取り組んでまいります。
10	環境 DNA について、生物多様性等を新たに目標等に記載するのであれば、積極的な取組み等、今後の方向性を記載していただきたい。大学等でも取り組まれているようなので、そういった機関との連携等、何かできるのではないかな。	■修正 91 頁に記載のとおり、環境 DNA による魚種のモニタリングを行う予定です。 また、いただいたご意見を踏まえ、 「本計画におけるモニタリングにおいても、その技術動向を注視するとともに、課題解決に向けて<u>大学等とも連携し検討</u>していきます。」に修正します。

(6) 第5章 各主体の役割

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
11	国、県、市の管理範囲や役割分担、市役所の中の環境局の役割等が分からないので、事業の部分に国、県、市の局名を書いてもらえると分かりやすい。	□原案どおり 施策によって多くの部署が関わり、計画に関連部署を記載すると複雑になることや、本計画は10年に及ぶ長期計画で、その間、担当部署の変更もあり得ることから、部署名は記載しておりません。

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
12	95頁の博多湾の環境保全のための市民一人ひとりの行動例について、「潮干狩りや海水浴など、自然とのふれあいの場として博多湾に遊びに行く」と書いてあるが、実際は海岸や干潟は子供たちが自由に立ち入ることができない区域にされている。海岸や干潟にぜひ子どもたちだけで遊びに行けるように、規制を緩和していただきたい。大切な海岸や干潟の自然を子供たちに開放していただきたい。	□その他 ご意見のとおり、海岸や干潟などの自然にふれただくことは重要と考えますが、海岸管理者が安全性の観点などから立入禁止と判断されております。
13	97、98頁の NPO 等市民団体の取組み例について、長年、和白干潟の保全活動に取り組んでいる団体も紹介して欲しい。	□原案どおり 和白干潟の保全活動に取り組まれている団体の活動の一環として、76頁に当該団体等と福岡市が参加する「和白干潟保全のつどい」による取組みを記載しております。

(7) その他

番号	意見要旨	意見への対応と考え方
14	福岡市は東京、大阪などと異なり、辛うじて自然環境も保全されていると思う。ただ、昔と比べ生活レベルは想像以上に高く、便利になり本当に感謝しているが、高度成長期以降の福岡市における開発に伴う自然環境の推移を考えると疑問が生じる。そこで、都市化に伴い分断化された山～海岸までのエコトーンを部分的に再生してはどうか。既存の公園や使える土地（池も含む）を、本来その推移帯に生息していた生物の為に少し手を加えてみるという試み。この様な小規模な再生であっても、それぞれ推移帯が点として機能するようになれば、自ずと連続性が発生するのではと思う。これにより、人間と生き物のバランスがとれた共存が都市部においても今よりは魅力あるものになるのではと期待している。	□記載あり 84頁に記載のとおり、基本的方向4「つなぐ」の計画目標像として、『森里川海のつながりを意識した取組みが進んでいる』を設定しており、今後も干潟や藻場、博多湾を囲む緑地や森林などの保全に取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。